

平成26年第3回那須烏山市議会6月定例会（第1日）

平成26年6月3日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 1時29分

◎出席議員（18名）

1番	相馬正典	2番	小堀道和
3番	滝口貴史	4番	矢板清枝
5番	望月千登勢	6番	田島信二
7番	川俣純子	8番	渋井由放
9番	久保居光一郎	10番	渡辺健寿
11番	高德正治	12番	佐藤昇市
13番	沼田邦彦	14番	樋山隆四郎
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	小森幸雄	18番	平塚英教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	羽石徳雄
総合政策課長	坂本正一
秘書政策室長	福田光宏
総務課長	清水敏夫
税務課長	小口久男
市民課長	大野治樹
福祉事務所長兼健康福祉課長	樋山洋平
こども課長	青木敏
農政課長	堀江豊水
商工観光課長	堀江功一
環境課長	雫友二

都市建設課長	高 田 喜一郎
上下水道課長	大 谷 頼 正
学校教育課長	網 野 榮
生涯学習課長	佐 藤 新 一
文化振興課長	両 方 裕

◎事務局職員出席者

事務局長	平 山 隆
書 記	薄 井 時 夫
書 記	大 鐘 智 夫

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1号 平成25年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書
について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2号 平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計繰越明許費
繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 6号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 3号 那須烏山市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に
ついて（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 4号 那須烏山市税条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 5号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について
（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 1号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）に
ついて（市長提出）
- 日程 第10 議案第 2号 平成26年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算
（第1号）について（市長提出）
- 日程 第11 付託第 1号 請願書等の付託について（議長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程、追加議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（佐藤昇市） 皆さん、おはようございます。6月定例会、大変御苦勞さまでございます。また、議会傍聴に足を運んでいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。大変ありがとうございます。

ただいま出席している議員は18名全員です。定足数に達しておりますので、平成26年第3回那須烏山市議会6月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る5月27日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いを申し上げます。

◎市長挨拶

○議長（佐藤昇市） ここで、市長の挨拶とあわせ行政報告を求めます。

大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇 挨拶]

○市長（大谷範雄） 平成26年第3回那須烏山市議会6月定例会にあたりまして、御挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、御多用、御多忙のところ御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、那須烏山市が誕生いたしまして、ことし10月で10年目を迎えようとしております。私は、就任以来、自立を目指すまちづくり、地の利を生かしたまちづくり、人の和が活きるまちづくりを目指し、行財政改革、住環境整備、教育、文化、福祉、医療、健康対策、重点的に取り組んでまいりましたが、まだまだ道半ばであります。さまざまな問題が山積をいたしておりますことから、最優先事業を的確に選択をしながら、市政発展のために取り組まなければならない。このように考えております。

今年度は、合併10年目を迎えようとしております節目の年でありますことから、いわば一つのけじめの年として重要な年であると位置づけております。

このような状況を踏まえまして、スピード感があり、かつ柔軟な対応を持って事業の執行にあたるためには、組織体制を見直すことが必要であると判断をいたしました。そのため、総合政策課に各課にまたがる横断的な事務事業、特命事項に関する事業の執行をスピード感を持つ

て対応するための調整機能といたしまして、秘書政策室を設置いたしました。

また、市民サービスの向上を一層図るため、市民窓口を一元化し、烏山庁舎に市民総合窓口を設置いたしました。

さらに、来年のユネスコ文化遺産登録を見据え、その対応にあたるために文化振興課を新たに設置をいたしました。

加えて、職員の待遇向上、職場環境の活性化を図るために、6月から両庁舎間において朝の挨拶「声かけ運動」をスタートいたしました。これは昨年から全市を挙げて取り組んでおりますABC/R運動を市役所が積極的に推進をしていこうというものでございます。

さて、議員各位におかれましても、消滅可能性都市というフレーズは記憶に新しいことと存じます。今次定例会の一般質問におきましても、議員から御質問をいただいておりますことから、非常に関心が高く、本市としても憂慮すべき問題であり、人口減少問題対策として極めて重要な喫緊の課題であると認識をしております。早急な対策を検討しなければならないと感じております。

先週、県の公館で開催されました市町村長会議におきましても、この問題が話題になりました。私は福田知事に対し、特に八溝地域、この4市町、本市を含め茂木町、那須町、那珂川町の支援等について強く要望してまいりましたことを御報告いたします。

さて、国内の状況に目を向けますと、第31次地方制度調査会の5月15日の初会合で、安倍首相は人口減少社会で国民が安心して暮らせる地域をつくることは喫緊の課題であると発言をされております。人口減少問題に対しまして言及されておりました、政府としても対策を講ずる必要性を感じているのではないかと推察をいたします。

雇用情勢は、好景気拡大が続く中で急速に改善をしております、2012年10月に4.1%だった失業率は、ことしの3月に3.6%に低下し、同じく0.82倍だった有効求人倍率は1.07倍に上昇し、賃金も緩やかに上昇しつつありますが、その反面、労働力不足が一部の業界で経済拡大の制約要因になりつつあると言われております。

その原因は、潜在的な労働力不足が顕在化したと考えられております。日本の生産年齢人口は1995年の8,730万人をピークに、2013年には7,900万人と830万人の減、労働力人口も1998年の6,793万人をピークに2013年は6,577万人。15年間で216万人も減っておりますが、労働力が減っているのに雇用情勢の悪化を懸念する状況が続いているのは、労働力の供給も減りましたが、この経済実態面での労働力の需要がもっと減ったからである。このように言われております。

いずれにいたしましても、生産年齢人口は減り続け、労働力人口もまた減り続けることを考慮すれば、新たな雇用の創出が必要であります。そして、雇用促進、定住促進、子育て支援を

行うために、特に女性、高齢者に対する雇用環境を整える必要性を強く感じております。

さて、6月は、土砂災害防止月間となっております。土砂災害防止に関する理解と関心を深めるために、本市でも月間初日、この6月1日に土砂災害・全国統一防災訓練といたしまして、下境小原沢地区と落合地区の2カ所で土砂災害を想定した避難訓練を実施をいたしました。来月、7月6日には、南那須地区内の関係機関による総合水防訓練を初めて実施をする予定となっております。

このように市民参加による防災訓練を通し、防災意識の高揚と知識の向上を図り、警戒避難体制の整備等を検証し、土砂災害、水害等による人命、財産を守るために取り組んでまいります。

2016年8月11日を山の日と改正した祝日法が成立し、新たな祝日が増えました。この山の日の提唱者は、12年ぶりに栃木県の名誉県民とされました作曲家の船村徹氏であります。船村氏は、これを機に山に親しみ、恩恵に感謝し、森林を守り育てることが必要であるとおっしゃっておりますが、私も同感であると考えております。

本市も八溝山系など豊かな自然という地域資源が豊富な地域でありますことから、この山の日の制定を機に、さらにこの資源の利活用した事業推進の必要性を強く感じております。

さて、今次定例会の案件は、報告案件2件、補正予算案件2件、条例案件3件、人事案件1件、計8件でございます。何とぞ御審議を賜りますようお願いを申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤昇市） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、

3番 滝口貴史議員

4番 矢板清枝議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（佐藤昇市） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から6月10日までの8日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から8日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付しております会期日程表により行いますので御協力願います。

日程第3 報告第1号 平成25年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第4 報告第2号 平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については、どちらも繰越明許費計算書に関するものでありますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

◎日程第3 報告第1号 平成25年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

◎日程第4 報告第2号 平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（佐藤昇市） よって、報告第1号及び報告第2号を一括議題といたします。

なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました報告第1号、報告第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第1号は、平成25年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本案は、地方自治法第213条の規定に基づき、平成26年度第1回那須烏山市議会3月定例会及び専決処分において翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

繰越事業の主な内容を御説明申し上げます。まず、こども課関係であります。民生費の児童福祉事業費繰越額702万円は、平成27年4月にスタートをする子ども・子育て支援新制度のためのシステム構築費であります。国、県との協議に不測の日数を要したために繰り越したためであります。

次に、都市建設課関係であります。土木費の道路整備費、鴻野山小倉線の繰越額924万2,000円は、JRとの工法協議に不測の日数を要したためであります。

次に、学校教育課関係であります。教育費の荒川中学校施設整備費の繰越額600万円は、設計委託料であります。校舎改修のための調査に期間を要したため繰越としたものであります。

最後に商工観光課関係であります。災害復旧費の観光施設災害復旧事業費の繰越額637万円は、自然休養村施設解体工事設計委託料であります。県、地権者との協議に不測の日数を要したため繰越としたものであります。

次に、報告第2号 平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本案は、地方自治法第213条に基づき、平成26年第1回那須烏山市議会3月定例会において、翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

繰越事業の内容を御説明申し上げます。事業費の下水道整備費繰越額1,350万円は、公共下水道事業の管渠築造工事、中央2丁目区域に隣接をする受益者協議に不測の日数を要したため繰越としたものでございます。

以上、一括上程とさせていただきました報告第1号、報告第2号につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件であります。この際質疑があれば、これを許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 平成25年度の本市一般会計の繰越明許費の計算書の提出でありますが、道路整備につきましては鴻野山小倉線ということございまして、これは平成26年度中に完成を見るというふうに考えてよろしいのかどうか。

その下の荒川中学校の統合に伴う校舎整備関係だと思っております。設計の委託料ということでございます。これについては、どのような工事日程というか工事のスケジュールで平成27年度の統合に間に合わせようとするのか。その内容について説明があればお願いしたいと思います。

同様に、こぶしの湯の解体工事につきましても、どんな計画を持って進めようとしているのか。その内容についてお示しいただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） お答えいたします。道路整備事業の鴻野山小倉線につきましては、工期が平成26年1月10日から4月30日までということで、第1期工区につきま

しては既に完了しています。これはJRとの協議が必要だったものですから工期が延びました。その第2期の工区につきましては6月30日発注予定になっています。工期は約3カ月間であります。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） ただいま御質問のありました荒川中学校の校舎改修事業の件でございます。こちらの今後のスケジュールという御質問でございますが、こちらの設計につきましては5月末日で、全て設計のほうは上がっております。これを受けまして、これから入札に付しまして、工期を今年度中の平成27年の1月いっぱいぐらいを工期末としまして工事を実施する予定でございます。そして、平成27年4月1日の新しい中学校の開校に間に合うようなスケジュールで工事を、大規模改修事業ですね、する予定になっております。

その間、特に学校がそのままの状況でやりますので、トイレとか校舎などの内部については、夏休みを十分活用しながら工事を進めて、平成27年4月の開校に間に合うように工事を進める予定でございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 私のほうからは、観光施設災害復旧事業について今後の予定を説明させていただきます。

この事業内容は先ほど市長からありましたように、自然休養村解体工事の実施設計の予算でございまして、単抜設計はもう既にできまして、6月11日予定の入札にかけたいと思っております。

そして、期間は8月いっぱい、9月末を目途に設計をしていただくということになっています。この間に皆様からの要望とか提案がありました中であつた備品等を入札によって4月3日、4日、5日の間で備品等売り、その後施設、バンガローとかの施設を予算の減額をしたいということもありますのと、再利用ということも含めて無償で提供するというのをいたしまして、4月30日に抽選会を行いましてその施設をバンガローとかキャビン等を8月いっぱい無償で持っていくことになっていますので、それが終わってから9月以降に入札を、今度解体工事をしたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 報告第2号のほうもちょっと抜けていたんですが、中央2丁目の公共下水道事業につきましても、公共下水道の管渠工事でございますが、これについてのスケジ

ジュール内容についてもお示しいただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） 公共下水道事業の繰越につきまして御説明します。

5月30日に入札を行いまして、事後審査型の入札ということで落札業者が決まったところでございます。現在、審査中ということでございます。

工期につきましては、契約後9月30日までに終了するように発注する予定でございます。また、山あげ期間中は工事を中断して、祭りに支障がないようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、報告第1号及び報告第2号については、報告のとおりでありますので御了解をお願いします。

◎日程第5 議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（佐藤昇市） 日程第5 議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づきまして、議会の意見を聞き、候補者を法務大臣に推薦をすることとなっております。

現在、人権擁護委員であります池澤 裕氏が平成26年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き池澤 裕氏を推薦をいたしたく提案をさせていただきます。

池澤 裕氏は平成20年10月から2期6年にわたりまして、人権の擁護と人権思想の普及高揚に貢献をされてまいりました。ここに長年の御活躍に対しまして深く敬意と感謝を申し上げます。

池澤 裕氏は、地域住民の信望も厚く、広く地域の実情に通じた識見を有しております。人権擁護委員として豊富な経験を有した適任者でありますので、何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第6号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第3号 那須烏山市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

○議長（佐藤昇市） 日程第6 議案第3号 那須烏山市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

那須烏山市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてであります。本案は、地方公務員法の一部改正に伴いまして、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを可能とする配偶者同行休業制度が設けられたことを受けまして、本市における市職員の配偶者同行休業制度を整備するために、条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせたいと思います。何とぞ慎重に御審議をいただきまして可決、御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 命により補足説明をさせていただきます。

まず、この条例制定の経緯であります。平成25年6月14日閣議決定されました日本再興戦略に、女性の採用、登用の促進や男女の仕事と子育て等の両立支援について、まずは公務員から率先して取り組むこととされ、この具体策の1つとして配偶者の転勤に伴う離職への対応が掲げられました。

国家公務員につきましては、平成25年8月8日の人事院の意見の具申を受け、配偶者同行休業制度を創立するための法律案の検討が始まり、平成25年11月22日付で国家公務員の配偶者同行休業に関する法律が制定されました。

地方公務員についても、公務員の休業に関する制度として国と地方の検証を図る観点から、平成25年11月22日付で地方公務員法の一部が改正され、配偶者同行休業制度が設けられたことを受け、本市における配偶者同行休業制度の整備をするため、条例制定するものであります。

条例の概要について説明をさせていただきます。条文の1ページから説明をさせていただきます。まず、第1条につきましては、先ほど市長が説明しました趣旨でございます。第2条で配偶者同行休業の承認について条文化されております。

第3条におきましては、期間は3年以内として、第4条においては配偶者が外国に滞在する事由として外国での勤務、事業の経営など、個人が外国で行う職業上の活動、外国の大学等における就学で、以上の3要素が6カ月以上にわたり継続することを配偶者同行休業の対象とする。

配偶者の外国滞在事由としては、それらが滞在の事由とされまして、第5条においては申請手続について、また、第6条については3年を超えない範囲での期間の延長ができることと条文に定めております。

続いて2ページでございます。第7条において、休業承認の取消事由、第8条において配偶

者同行休業に伴い、職員の業務処理が配置がえなどの方法によることが困難な場合の任期つき採用及び臨時的任用についての規定でございます。また、第9条に職務復帰後における号級の調整を規定をしております。

続いて3ページ、附則としまして、那須烏山市人事行政の運営などの状況に関する条例に、任命権者の報告事項に職員の休業に関する状況を追加するために改正をいたします。

また、那須烏山市職員の育児休業などに関する条例において、育児休業及び育児短時間勤務をすることのできない職員に、先ほどの第8条第1項の規定によります任期つきの採用及び臨時的な任用についての職員ですね、これについては職員を追加するという事で、これらの方については、育児休業等の該当にならない。その改正でございます。

続いて4ページでございますが、那須烏山市技能労務職員給与条例と那須烏山市水道事業職員給与条例において、配偶者同行休業期間について給与を支給しないことを追加するための改正でございます。

なお、地方公務員法により、休業している期間、職を保有しますが、職務に従事せず給与は支給しないことが定められております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 1点お伺いをいたします。現在、職員の中で共稼ぎの方、大勢いると思いますが、その中で今回の条例に該当する可能性を秘めた職員というのは、およそ何名ぐらいいるのでしょうか。1点だけお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 配偶者が民間企業に勤めておりまして、5年間ほど外国で勤務している配偶者が1名ということで、該当者、私どものほうで確認しているのは、この条文で該当になるのが1名でございます、現在。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 1名はあるということなんですが、それ以外はこの条例に該当しそうな職員というのはいないと、そう理解してよろしいんですか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 今後の状況によって、また追加が出てくるかもしれませんが、私のほうで今把握できているのはその1名のみということでございます。しかしながら、今般の情勢を考えますと、民間企業等では海外勤務が当たり前のように、私のほうの周りでも聞きま

すので、このような該当者は増えてくるのではないかなというふうに感じております。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第3号については、総務企画常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、総務企画常任委員会に付託いたします。

◎日程第7 議案第4号 那須烏山市税条例等の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第7 議案第4号 那須烏山市税条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第4号 那須烏山市税条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律等が平成26年3月31日に公布され、いずれも原則として平成26年4月1日から施行されたことに伴い、那須烏山市税条例等の一部改正が必要となったために、提案するものでございます。

主な改正点は、法人税法における外国法人の恒久的施設が定義されたこと、地方法人税の創設に対応して、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたこと。法人税法において、外国法人に係る外国税額控除制度が新設されること。法人税法において、外国法人に係る申告納付制度が規定されること。軽自動車税の税率の引き上げ、公害防止用設備・浸水防止用設備・ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置へのわが町特例の導入。初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した3輪以上の軽自動車（経年車）に対する重課（経年車重課）の規定などでございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせたいと思いますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とい

たします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

小口税務課長。

○税務課長（小口久男） それでは、命により議案第4号の税条例等の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

ただいま市長提案のとおり、平成26年度地方税法等の一部改正によりまして、税条例を改正するものでございます。説明に際しては新旧対照表によりまして、順次御説明申し上げますので、1ページをお開きください。

まず、1ページの第23条の改正につきましては、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴いまして、外国法人に対する課税原則であります総合主義から帰属主義に改正されたことによりまして、所要の規定の整備をするものでございますが、本市には該当いたします外国法人はございません。施行日は平成28年4月1日となります。

次に、第34条の4の改正につきましては、法人市民税の法人税割の税率を引き下げるものですが、この引き下げ分を地方税法の原資としまして地方団体の財政力格差の縮小を図るために、国税として創設されました地方法人税に対応しまして、今回、法人市民税の税率を引き下げるものでございます。税率が14.7%から12.1%に2.6%引き下げとなります。この施行日につきましては平成26年10月1日となります。

次に、第48条ですが、これについては法人市民税の申告に関することですが、先ほど申し上げました外国法人に対する課税原則である総合主義が帰属主義に見直されたことによりまして、新たに外国法人格に係る外国税額控除の制度が創設されたことに伴いまして、所要の規定の整備をしたものでございます。これにつきましても、平成28年の4月1日となります。

次に、2ページになりますが、第52条第1項についても、外国法人に対する課税原則の見直しにより、新たに外国法人に係る法人市民税の申告納付の制度が規定されたことに伴います。所要の規定の整備をするものでございます。やはり施行日が平成28年4月1日となります。

次に、第57条でございますが、これにつきましては、固定資産税の非課税措置を受けようとする場合の申告規定でありまして、また、次の第59条については、非課税に該当しなくなった場合の申告規定ですが、その非課税の対象に1項目目は小規模保育事業の固定資産と2項目目は認定こども園の用に供する固定資産が加えられましたことに伴いまして、条ずれが生じたため、第10号の7を第10号の9に改めるものでございます。

次に、2ページからの第82条につきましては、法律改正に伴います軽自動車税の税率の引き上げの改正となります。この改正内容につきましては3ページからになりますが、まず、原動機付自転車で50cc以下が1,000円から2,000円、50ccを超え90cc以下

が1,200円が2,000円、90ccを超え125cc以下、1,600円が2,400円、3輪以上のもの、ミニカーということになりますが、2,500円が3,700円となります。

次に、2の軽自動車及び小型特殊自動車ですが、2輪のものということで125ccを超え250cc以下ということになりますが、これが2,400円が3,600円ということになります。

次に、イの3輪については課税該当車はありませんが、3,100円が3,900円ということになります。

次にウの4輪以上のものということで、乗用のものの中の営業用が5,500円が6,900円、自家用が7,200円が1万800円、貨物用のもので営業用が3,000円から3,800円、自家用が4,000円から5,000円ということになります。

イの小型特殊自動車ということで、農耕作業用のものが1,600円が2,400円ということになります。

(イ) その他ということでフォークリフト等ですが、4,700円が5,900円ということになります。

(3) の2輪の小型、これは250ccを超える2輪車ということで4,000円が6,000円ということになります。

以上が、引き上げの税率でございますが、この改正に関連いたしまして3輪以上のものの軽自動車税の税率の特例が設けられますので、4ページをちょっと開いていただきまして、一番下の第16条をごらんになっていただきたいと思います。

この特例につきましては、クリーン化を進める観点から3輪以上4輪の軽自動車については、初めて登録を受けてから14年を経過した月に属する年度、その年度から5ページの上段にあります税額となることを規定しています。改正税率の約2割増しということになります。

この第82条と附則第16条の軽自動車税の経過措置について規定されていますので、13ページをお開きいただきたいと思います。13ページの中段の軽自動車税に対する経過措置ということで、第4条に先ほど第82条で挙げました引き上げとなる税率については、平成27年度から課税となることを言っております。

第5条で先ほど言った附則第16条で14年を経過した云々については、平成28年度から課税ということになります。そして、第6条なんですけど、ちょっとわかりづらい表ですので、要点を申し上げますと、3輪以上、軽4輪自動車についてですが、これは平成27年3月31日以前に登録された軽自動車税については税率は引き上げられないで、今までの税率で課税で据え置きとなることが規定されております。平成27年の4月以降に新規に登録された軽自動車についてのみ3輪以上のですね、新しい税率で平成27年度から課税となることをこの

第6条で規定しております。以上が、軽自動車税関係でございます。

3ページに戻っていただきまして、附則第4条の2につきましては、公益法人等に対する関係ですが、これについては財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税の特例規定です。非課税承認を受けた財産を有する公益法人が、届けを行わないで寄附財産をほかの公益法人等に移転した場合においては、非課税である旨の規定が追加することに伴います第10項を第1項に改めるものでございます。これは平成27年1月1日からの施行日となります。

次に、4ページの附則第7条の4につきましては、寄附金全額控除における特例控除額の特例ですが、控除割合等が改正されたことにあわせまして条ずれの措置を行うもので、第20条の2第1項を第20条第1項と改めるものでございます。

次に、4ページの附則第10条の2については、わが町特例に公害防止用設備、浸水防止用設備、また、フロン製品の償却資産に係る課税標準の措置が導入されたことに伴いまして、見出しの一部を改めまして特例項目を追加するものでございます。

第1項が水質汚濁防止法の污水または廃液処理施設の課税標準を3分の1としたものです。第2項が大気汚染防止法の指定物排出抑制施設の課税標準を2分の1としたものです。第3項が土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設の課税標準を2分の1としたものです。第4項から第6項については、特例項目の追加により条項を繰り下げるものです。

第7項は水防法の浸水防止用設備の課税標準を3分2にしたものです。

第8項につきましては、フロン類法のノンフロン製品の課税標準を4分の3とするものです。これらの施行日につきましては、平成26年4月1日となります。

第16条につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりです。

次に、5ページの附則第19条の第1項については、株式等に係る譲渡所得の課税の特例ですが、今回の法律によりまして特例規定が明確にされたことによりまして、所要の規定を整備するものでございます。同様に次の第19条の第2項については、上場株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例で、所要の規定を整備するものでございます。

続きまして6ページ、7ページの第19条の3については、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例ですが、今回の改正によりまして、贈与、相続、遺贈により払い出しがあった非課税口座内の上場株式を取得した場合における、みなし規定が追加されたことによりまして、所要の規定の整備でございます。施行日は平成27年1月1日となります。

次に、7ページからの附則第22条東日本大震災に係る雑損控除額の特例で、7ページから9ページまでの第22条の2は、大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例、また、9ページ、10ページの第23条は大震災に係る住宅借入金等の特別全額控除適用期間等の特例で、これらにつきましては、地方税法等におきまして明確に定められている

ことから、また、条例の性格を踏まえ、このたびの改正で、これらの条文を単に削除しまして整備するものでございます。施行日は平成27年1月1日となります。

そして、これらの削除に伴いまして、10ページの下段の第24条、第25条が第22条、第23条に条項を繰り上げるものでございます。

次に、11ページの第2条につきましては、平成25年改正条例35号の一部改正されたものの中で、このたび、地方税法の改正にあわせて表中の附則第21条の2と、下の表の施行期日の第1条について、条項ずれの措置または施行日に係る所要の規定の整備を行うものでございます。

その表の下附則としまして、第1条が各条項を説明する際に施行日を申し上げましたが、その施行期日であり、12ページの第2条が市民税に関する経過措置で、第3条が固定資産税に関する経過措置でございます。

また、13ページからの第4、第5、第6条は、先ほど説明申し上げましたとおりでございます。

以上で、税条例の一部改正する条例の説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 恥ずかしながら、一番最初の基本から教えていただきたいと思ひまして、税金を上げるとか下げるとかというのはわかる話なんですけれども、まず、法人税割の税率についてということで、法人税割は今まで14.7%だったと。これは14.7%というのは、私が勝手に調べた話の中なんですけれども、このウィキペディアというところで調べましたが、標準税率は12.3%である。ただし、特別の場合を除いて14.7%は超えてはならないと定められている。こういうふうになっております。

そうすると、今回の法人税率の100分の12.1という、これについてはこの標準税率だけで12.1%というふうに決められて、その12.1%を超えてはならないとか、そういうのはなくできているものなのか。どうなのかですね。まず、その辺を。

○議長（佐藤昇市） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） 14.7%、12.3%ということですが、議員が言うとおりの12.1%については標準税率ということになります。当市が採用しています14.7%については、制限税率ということで採用して、この税率で課税しているということでございます。

この制限税率については、栃木県においてもほとんどというか七、八割方の市等についてこ

の制限税率を採用しております。というのは、やはり本市のように財政力が脆弱なところについては、この税率を採用しまして税の確保ということで採用しているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 今回、法人税割の税率は12.1%というふうになりますね。今のは標準税率というのがあって、制限税率、ここまでかけてもいいよというところ目いっぱいまで、我が市はかけているんです。貧乏だからというだけじゃなくて、税金をいっぱい取りたいからということなんだ。それは栃木県もほかの市町村もやっているという、全部で渡れば怖くないという思想はよくないと、まず1つ思うわけですが。

今回のこの12.1%に変わった内容、今までは標準税率がこれ、12.3%と書いてあるんですね、12.3%でいいんですよ。そして、制限税率が14.7%だということです。今回の改正のほうは、標準税率が何%で、制限税率、そういうのが引き継ぎであるのであれば、お話をさせていただいて、また、12.1%しか選択の余地がないのか。もっと下げてもいい余地があるのかの議論をこういうところできちっと出さずに、12.1%なんだよというのであれば、議論する議会に説明が不足ではないかなというふうに私は思うんですけども、いかがでございませうか。どうなっているんでしょう、その中身。

○議長（佐藤昇市） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） 今回の地方税法改正に伴う制限税率を14.7%から12.1%ということで示されており、標準税率が12.3%から9.71%ということで、引き下げについては2.6%ということになりまして、県のほうも同じなんですけど、この2.6%につきましては、今度は国税として、先ほど申し上げました地方法人税として今度は法人に対して課税されますので、そういったときには法人関係は税率というか負担は下がらないということになります。

渋井議員が言うように、事前に説明等云々ということでしたので、この引き上げについては事前に報告というか説明が必要であったのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 今回は、この標準税率というのは何%ですか。

○議長（佐藤昇市） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） 標準税率は改正前が12.3%です。

○8番（渋井由放） よく理解をできました。税条例難しいので、少し我々というか、私のような議員には懇切丁寧に今後説明していただければと思います。どうぞよろしくお願ひしま

す。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） NHKの報道番組で、この公益法人とか休眠状態の法人について大きく報道されていました。そこで、この市内の現在の全部の法人の数は幾つあるのか。多分600幾つあると思いますね。次に、その中で公益法人として登録している法人数、それに休眠状態の法人というのは市内にあるのかどうか。

それにもう1点、平成24年度の決算を見ますと、法人税の滞納が522万8,000円ほどあります。この滞納している法人というのは数が幾つぐらいあるんでしょうか。おわかりでしたらこれがまず1点。

次に、この法人税率が14.7%から12.1%に引き下げになりますね。そうしますと、平成26年度は当初予算で1億8,700万円ほどの予算を計上しておりますが、平成27年度はおよそこの引き下げによって幾らぐらいになるのか。この額です。引き下げによる影響額です。

もう1点、法人税について伺います。法人税、明らかに税率が下がりますから減収になるわけですね。そうしますと、減収分に充てる代替の財源を何に求めるのか。これ、担当課長にお伺いしたいと思います。

次に、軽自動車税についてお伺いいたします。今回、軽自動車税は逆に引き上げるようになります。一部の三輪・四輪車については全く移動なしという部分もあるんですが、平成26年度は当初予算で6,370万円ほど計上してあります。そうしますと、平成27年度から増税になりますね。平成27年度は当初予算で幾らぐらいの予定になるのか。また、平成28年度になってからも増額になる分がありますので、平成28年度では幾らぐらいになるのかお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） 中山議員の御質問にお答えいたします。

まず、法人数関係ですが、市内の法人数については667法人ございます。そのうち公益法人等については35法人ですね。それと、休眠状態といいますか、税務課で把握しているのは休業届を提出している法人ということで42法人ございます。そのほかが普通法人ということで590法人ということになります。合わせて667法人ということになります。

滞納関係なんですが、滞納法人につきましては522万8,000円ということでございまして、現年度分、平成24年度が16社で、繰越分の概算が27社ということで、合わせて43社滞納法人がございます。

続きまして、法人税割の税率が引き下げられたことに伴う影響額、減収額ということですが、平成26年度当初予算ベースで試算しますと、税収の影響額については約1,647万円の予算の関係で減収ということになります。

先ほど法人税割の税率が引き下げられたことによる減収分についての代替財源ということでございますが、地方法人税が国税が新たに課税されるということで、これにつきましては財政担当の総合政策課長のほうから答弁申し上げます。

続きまして、軽自動車税の引き上げによる増収見込額ということでございますが、平成27年度では約520万円が増収ということになります。平成28年度においては14年以上経過した4輪車等に課税されますので、約60万円プラスになりまして、平成26年度と比較しますと、平成28年度は580万円が増収ということになります。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 今回の法人税率の減収分についての代替財源を何に求めるかというような御質問がございました。今回の法人税率の引き下げにつきましては、大きな目的が地域間の税源の偏在性の是正と財政力格差の縮小というのが大きな目的でございます。引き下げ分につきましては先ほどありましたように、地方法人税という交付税が創設されます。国で徴収したこの国税分につきましては、国の交付税特別会計に全額繰り入れるということになってございますので、これらにつきましては、今後交付税の算定がこれからございますけれども、そういった交付税算定の際に財源として活用されるということだと思っております。

この部分の改正が平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用されるということになっておりますので、今年度、直接影響があるかどうかというのは、まだ国から正式な通知が来ておりませんが、今後、交付税の算定の際に国のほうから指示があるものというふうに思っております。

以上でございます。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） いろいろありますからあれなんで、軽自動車税の値上げの分についてだけ確認をしておきたいと思えます。

今回の先ほどの説明で十分わかったんですけども、基本的には2ページ、3ページにある内容で、軽自動車税が右から左のほうに上がるということですよ。ただし、これについては平成27年の3月いっぱいまでの新規登録者については従前によるということで、前の課税で扱うということですよ。

それで、新しく平成27年の4月から登録する軽自動車については、この金額で課税をするというふうになるわけですね。それとあわせて、登録して14年以上たった軽自動車税についても環境保護の立場から、5ページですか、これは左の欄の右に書いてあるものが左に上がると。下がるやつもあるんですがね。こういうような理解でよろしいのかどうか。これは左のものが右に上がるという考えなんですか。そこのところですね。その辺の確認をしておきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） 今、平塚議員が言うとおりの、課税率については今述べられたとおりですが、4ページの第16条につきましては、環境面から、14年以上たったものについては改正税率の2割上げますよということで、5ページの上段の表の例えば3,900円、これは改正された税率なんです、3,900円が4,600円になりますよということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） それで、先ほどの中山議員の質問にもありましたように、6,370万円が平成26年度の課税額というふうに思うんですが、それが平成27年度に520万円、平成28年度には580万円というふうに増額になるというようなことでございますが、これはあくまでも、今までの市のほうに登録された車両の経過の中でそのぐらいであろうということだと思んですが、大体何台ぐらいというふうに見込んでいるのか。新規登録車両ですね、その台数もあわせて御説明をお願いします。

○議長（佐藤昇市） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） 今回の増収については、平成26年度ベースでやっております、車両台数が1万5,316台でございます。（「そのうち27年度になると、新しく登録されるのはその520万円というのは何台ですか」の声あり）新規に登録されるものについては、この増収の中には算定しておりません。あくまでも平成26年度ベースの車両台数の中でどれだけ増収するかということでございますが、毎年約100台から150台ぐらいの新規の軽自動車が登録されております。（「150台ぐらいずつ登録される」との声あり）細かく言うと平成24年から平成25年が120台で、平成25年から平成26年が134台が増となっております。

以上です。

○18番（平塚英教） わかりました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○議長（佐藤昇市） まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） いろいろ今回の税条例の改正については内容がありますが、1点、軽自動車税の値上げですね。これについてはどうしても同意できないというふうに思います。1つには、外国からのTPP関係の圧力の中でこういうものが持ち上がったという点や、環境に配慮するということで普通乗用車から軽に変わっているニーズがあるわけですが、そういうのを値上げで抑えるという点もありますので、私としてはどうしても同意できないということでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第8 議案第5号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第8 議案第5号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第5号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、国民健康保険税の課税限度額及び国民健康保険税の軽減対象についての所要の改正を行うものであります。

まず、賦課限度額の改正につきましては、後期高齢者支援金分を14万円から16万円に、介護給付金分を12万円から14万円に改めるものであります。また、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大をするため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の基準額を見直すものであります。

詳細につきましては、市民課長に説明をさせたいと思います。慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

大野市民課長。

○市民課長（大野治樹） それでは、命によりまして、議案第5号の補足説明を申し上げたいと思います。

今回の改正は、ただいま市長からのご説明のとおりでございます。地方税法の一部を改正する法律の施行に伴うものでございまして、主な改正内容は、後期高齢者支援金課税分及び介護納付金課税分に係る課税限度額の引き上げに関するもの。低所得者の国民健康保険税の軽減措置拡大に関するものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明を申し上げますので、恐れ入りますが議案書の新旧対照表1ページをごらんいただきたいと思います。初めに、第2条では課税額について規定してございますが、第2項では一般医療分について、第3項では後期高齢者医療分について、第4項には介護納付金分について、それぞれ課税額を定めた規定でございます。

今回の改正では、第3項の後期高齢者医療分の課税額の上限を14万円から16万円とするものでございます。

次に、第4項の介護納付金分についても同様に、上限額を12万円から14万円とするもの
でございます。

これによりまして、一般医療分を含めた課税限度額の総額は77万円から81万円としよう
とするものでございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。第21条では、被保険者均等割額及び世
帯平等割額の減額について定めた規定でございます。第1項本文中の改正部分は、ただいま御
説明申し上げました課税限度額の改正について条文の整理を行うものでございます。

同条第1項第1号では7割軽減について、第2号では5割軽減について、第3号では2割軽
減について定めた規定でございますが、今回の改正では、第2号の5割軽減の対象となる世帯
の軽減判定所得の算定における被保険者数に新たに被世帯主を含める規定でございます。

第3号では2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ず
べき金額を35万円から45万円とする見直しを行い、低所得者の軽減措置対象を拡大しよう
とするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものとしたしまして、平成26年度以後の年度分の
国民健康保険税について適用し、平成25年度以前の年度分については従前の例によるものと
いたします。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第5号の市国民健康保険税条例の一部改正についてでございま
すが、今、市長並びに担当課長のほうから説明がありましたように、基本的にいって後期高齢
者支援金と課税額を14万円から16万円に引き上げる。介護納付金課税額を12万円から
14万円に引き上げると。それとあわせて、非課税限度額等の見直しも行うということござ
いますが、それぞれこの最高限度額の今の状況、何世帯ぐらいあるのかどうか。それがこの
4万円引き上げることによって、掛ける4万円分が増額になるのかなと思いますけれども、今
の最高限度額の課税状況、さらには国民健康保険税の減額、限度額の状況、この内容について
何世帯ぐいあるのか説明をいただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 大野市民課長。

○市民課長（大野治樹） それでは、平塚議員の御質問にお答えしたいと思います。

平成25年度の当初課税の状況から御説明を申し上げたいと思います。一般医療分、今回の
改正には該当しておりませんが、一般医療分の限度額対象世帯数は135世帯となっております

ます。続いて後期高齢者の支援金分についての対象世帯については111世帯となっております。介護納付金分の対象世帯については62世帯ということでございます。

今回の改正によりまして、該当する世帯は後期支援分、それから介護納付金分でございますので、111世帯と62世帯合わせた世帯数で、影響額についてはそれらの掛ける2万円ということで346万円が平成25年度当初課税分ですと影響するような金額となっております。

また、2割軽減の世帯数については689世帯、5割軽減の対象世帯数については294世帯でございます。これらの影響額でございますが、所得の把握等困難でございますので、影響額については申しわけございませんが手元に資料等はございません。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 国民健康保険税の一部改正について、これは先ほども提案がされまして質疑の中でも明確でございますが、後期高齢者支援金課税の最高限度額並びに介護給付金税額の限度額の引き上げということでございます。軽減世帯の減額の基準を緩和するということでの見直しも含めてありますが、最高限度額の引き上げは、やがて国民健康保険税の値上げに連動してくると私は考えておりますので、今回の値上げについてはこれも同意できないということで反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第9 議案第1号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について及び日程第10 議案第2号 平成26年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算については、どちらも補正予算に関するものでありますので、議案第1号及び議案第2号の2議案について一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

◎日程第 9 議案第1号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）
について

◎日程第10 議案第2号 平成26年度下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（佐藤昇市） よって、議案第1号及び議案第2号の2議案について一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号、議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、平成26年度一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ2億1,105万8,000円増額し、補正後の予算総額119億1,405万8,000円とするものであります。

主な内容につきまして御説明を申し上げます。まず、歳出であります。総務費はふるさと応援基金費といたしまして、御寄附をいただきました分の積立金であります。

地域振興事業費は、まちづくり団体支援事業としての里の守サポート事業実践活動モデル事業に、横枕青年団が内定を受けましたので、それらに係る予算計上であります。

市営バス管理運営費は、国見わらび荘線、滝見谷循環線、烏山高部線、市埴黒田烏山線運行管理の代替バス借り上げ料に不足が生じますことから予算を計上するものであります。

民生費は、地域福祉基金費として御寄附をいただきました分の積立金であります。

臨時福祉給付金事業費は、消費税引き上げに際し、低所得者への臨時的な給付措置として、市が実施主体となり、給付金の給付を実施するための予算計上であります。

保健福祉センター運営費は、保健福祉センター前の文書等収納書庫整備に係る予算計上であります。

子育て世帯臨時特例給付金事業費は、先ほど臨時福祉給付金事業と同様に子育て世帯への臨時的な給付措置として実施をするものであります。

すくすく保育園運営費は、保育士の補充に伴う予算計上であります。

健康増進事業費は、当初予算において措置をしておりました婦人がん検診に係る予算を国の新制度働く女性支援のためのがん検診推進事業に組みかえになったことにより、その予算相当額を計上するものであります。

農林水産業費は、農業振興費として地域農産物ブランド化支援事業が新たに県から内定を受けたことによりまして予算計上するものですが、これはJAが主体となり本市のブランドであります中山かぼちゃをPRするための事業であります。

農業経営基盤強化促進対策事業費は、本年2月に降雪害により多くの農業用施設が被害を受けました。国におきましては、全国的に被災農業者向け経営体育成支援事業を創設をし、支援することとなり、その内定を受けましたので予算措置するものであります。

農村地域づくり事業費は、豊島区交流事業における増額予算を計上するものであります。

市単独土地改良事業費は、志鳥地区の湯前西堰管理組合へ電動開閉機設置補助、小河原機械揚水組合へ揚水ポンプ修繕補助、烏山土地改良区へ排水路整備等に係る補助であります。いずれも補助率2分の1であります。

土木費は、下水道事業特別会計繰出金として、舟戸マンホールポンプ場建設工事に伴う繰出金であります。

教育費であります。小学校管理費として、江川小学校の校舎雨漏り等改修に伴い、音楽室の移設等にかかる予算計上であります。

江川小学校施設整備費は、先ほど申し上げました校舎雨漏り改修工事の費用であります。中学校統合事業費は、平成27年4月1日統合予定の下江川中学校と荒川中学校の統合準備委員会設置に伴う経費の一部を計上するものであります。

烏山中学校施設整備費は、老朽化しております国旗掲揚塔の新設工事に係る予算計上であります。

社会教育事業費は、新規に県の委託を受け、地域連携重点推進モデル事業として、境小学校を指定校として1年間事業を実施するための予算計上であります。

図書館運営費は、烏山図書館正面玄関ドア老朽化による取替工事に係る費用であります。

屋内運動場管理費は、烏山体育館の天井照明の修繕費用であります。

南那須B&G海洋センター施設整備費は、男子更衣室の鏡台設置費用であります。

災害復旧費は、林業施設災害復旧事業費として、林道藤田南大和久線の暗渠排水管補修工事にかかる費用であります。

歳入について申し上げます。国庫支出金は、臨時福祉給付・子育て世帯臨時特例給付事業費補助金であります。

県支出金は降雪害被災者への経営体育成支援事業費補助金等であります。

繰入金は不足財源として財政調整基金をもって措置をいたしております。

寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金といたしまして松野博明様から、社会福祉事業費寄附金といたしまして桜りん会本田實恵子様からであります。それぞれの趣旨に沿いまして予算措置をいたしております。ここに御芳志に対し深く敬意を表し、御報告を申し上げる次第でございます。

次に、議案第2号 平成26年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、平成26年度下水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ2億6,646万3,000円を増額し、補正後の予算総額7億5,936万3,000円とするものであります。

その内容は、舟戸マンホールポンプ場建設工事にあたり、汚水処理施設整備交付金事業として平成25年度から平成27年度完成を目標に実施中ですが、今年度の交付金の額が平成27年度分を含めた内示額となりましたことから、舟戸マンホールポンプ場建設事業費及び管渠工事の公共下水道事業整備費を、2億6,646万3,000円を増額するものでございます。

なお、財源につきましては、国庫補助金1億3,073万3,000円を増額し、下水道事業債を1億1,770万円の増額及び一般会計繰入金1,803万円をもって措置をさせていただきたいと思っております。

以上、議案第1号及び議案第2号を一括をして提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

14番樋山隆四郎議員。

○14番（樋山隆四郎） 公共下水道事業であります。これ一時見直しはしているんです。これは平成24年あたり。しかし、人口の問題、これからの那須烏山市の人口の問題、特に旧

烏山、この問題に関して激減していく。そういうときに、この公共下水道の見直しは必要ないのか。必要であるとすれば、なぜかと。加入率が減っているんですよ、とにかく。完成もいかない。これでこれからこの公共下水道の処理費、ランニングコストは市が負担しなくちゃいけない。先ほど市長の説明にあった事業費の半分は国庫補助だと。あとは市債、一般財源の投入で賄わなければいけない。こういう状況にあって、まず見直しをどうするか。この必要があるのかないのか。財源から考えてどうすればいいのか。この辺は市長にお尋ねをいたします。

次に、この計画は、今までの計画だと何年ごろが最終年度になるか。あと何年かかるんだと。まず、その期限の問題。それと、これを完了するためにどれだけの費用がかかるのか。これ、概算で当然結構であります。この辺もお尋ねをしなければいけない。

それともう一つは、南那須と烏山、当初では烏山は260ヘクタールですよ、これが185.8ヘクタールに減らした。南那須は76ヘクタール、これを63.8ヘクタールに減らしてある。これでもまだ、加入率が25%、30%もいっていない。そうすると一般財源であの処理費用を負担しなければならない。こういうふうになると、この下水道事業に対してもっと縮小する必要があるのではないのか。

これから、この事業を減らしてはいますが、まだまだ減らしが足りない。逆に増やしているんです。1町歩ぐらいは減らしても15町歩減らしたのかな、それで1町歩か2町歩は増やしているわけでありまして。それは足銀の周辺です。町の中心部を公共下水道がないのはおかしいじゃないかと。ところが、ここが一番過疎率が多いんです。

比較的ここは後継者がいない場所なんです。これからもっと増えるわけですから。こういう中であって、この事業を見直さなくていいのかどうかということをもっとまず市長、それから、2番目、3番目は水道の担当者にお伺いいたします。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今、議案第2号で下水道の特別会計の補正予算について上程させていただいておりますが、この舟戸マンホールポンプ場につきましては、これは平成25年度から平成26年、平成27年度の事業として、その都度議会の議員各位、全員協議会あるいは議決が必要な状況は議決を経てまいった事業でございますので、このことはぜひ御理解をいただきたいと思っております。

大分縮小はしてまいりまして、先ほど議員からも御指摘がありました市の中心部につきましては、大変大きな公共機関もございます。もちろん那須南病院が筆頭なんです、そのようなやはり大きな公共機関もある。そして、この旧烏山市街地の排水状況はあまりいいとは言えません。単独浄化槽が極めて多いということがございます。借地ということもあつてか、やはり加入率も必然低いということは御指摘のとおりでございます。

しかしながら、それで縮小に縮小を重ねてこの計画をしてきた事業でございますので、このことについてはさらに今、人口減少のことに触れられましたけれども、この事業は何かお認めをいただいて、さらにこの拡大事業につきましては、おおむね今までも議会からは私は了承を得ていると理解をいたしておりますので、このことについても必要、下水道事業としてはこの那須烏山市としては最低限必要な事業であると私は認識しておりますので、そのようなことでぜひお認めいただきたい。このような思いであります。

○議長（佐藤昇市） 大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） 先ほど樋山議員のほうから質問のありました見直しの必要性、さらに何年度までかかるのか。さらに、費用がどれだけかかるのかにつきましては、手持ち資料を済みませんが持っておりませんので、調べまして会期中にお知らせしたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 14番樋山隆四郎議員。

○14番（樋山隆四郎） 市長のお答えであります。私も下水道事業をやめろと言っているわけではないです。これ、必要なものはやる。だから、今度の追加した部分に関しては公共施設が多いと。だから、この問題は何か完了したい。それ以外に必要なじゃないもの、エリアを増やしても加入率が低いというところに関しては、これ、厳選をしておくべきだ。

とにかく今までも15億円以上の市債が残っているわけでありまして。市債の償還もしなくちゃならない。そこへ来て公共下水道の運営費は足りない。こういう状況では、これからやっとならぬ今年度で合併10年、この10年以降は激減緩和措置で地方交付税が減らされるんです。財源の問題、そういうものを考えれば、これは当然必要なものは必要として継続してこの事業を完了しなければならない。

しかし、それ以下、もっと削減ができるエリアを縮小することができないのか。舟戸に持っていくポンプ、そのためには管渠を宮原から持っていくわけです。そして、中継ポンプで今の処理場に持っていく。これは膨大な費用がかかります。

でしたらば、その公共施設にあるところのポンプアップのほうがもっと安くあがる。そういうふうな考えもあると思いますが、これからこの見直し事業に対してどういうふうにしていくか。いろいろな方面から見直しをしていく。そして、事業費を縮小して、公共下水道のランニングコストをどういうふうにしてゼロベース、マイナスからゼロにもっていくか。それには加入率をいかにして増やすかなんです。

ですから、そういう二重、三重の問題を解決しなければならないものがこの公共事業の中にありますから、市長がこれからどういうふうに見直しを考えているのか。必要なものは必要だと私は思いますが、今よりもっと減らすということを考えてもらえるかどうか。この辺を質問

いたします。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） もう議員の御指摘の部分は十分理解はできます。財政問題から始まって少子高齢化の問題、加入率の問題、これらは全てセットでございますから、そういった意味では十分理解はできます。そういったことも含めて縮小、縮小ということで今まで説明をさせていただいたとおりでございます。過去の議会です。

そのようなことで、今、取り上げておりますのは、舟戸ポンプ場はこれは旧烏山町からの長年の懸案事項でございます。このことができることによって大変な環境浄化につながることは間違いございませんので、このことを下水道当局ともよく研究をしながらここまで縮小してまいりました。

今後のことも、先ほど市街地を中心にやるということでございますが、これも実は今の現在では、さらに精査をしてきたところでございます。意見を踏まえて、御指摘を踏まえて、今後ともさらにさらに精密に精査をして縮小につながれば、私もいいのかなと思いますので、御意見を真摯に受けとめさせていただいて、下水道事業は対処していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○14番（樋山隆四郎） 了解。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 市の平成26年度の一般会計補正について何点か質問したいと思います。

歳出のほうで質問したほうがいいのかなと思っております。9ページ、まず、総務費の企画費の中で地域振興事業費30万円とありますが、これはどのような事業を進めるのか説明をお願いします。

同じく9ページでございますが、臨時福祉給付金事業費というのが1億303万8,000円ということでございまして、先ほどの説明では消費税3%増税に伴う対策費ということで、私は正確ではありませんが、何かことし1年限りなんですけれども、低所得者対策ということで給付金を支給する、こういうような事業かなというふうに思うんですが。

これについては13ページに、民生費の社会福祉費ということで、臨時福祉給付金事務室電話増設工事というものがありますので、これらも関係してくるのかなというふうに思うんですが、これは私は消費税増税反対ということで何回もここで言いましたが、これは消費税は上がったものは、ずっと一生払い続ける。しかし、この給付金はこの1年限りということでございますので、その辺、どうなのかという点はあるんですが。

いずれにしても、この支給をどのような内容でどのように進めるのか。その内容について御

説明をお願いいたします。

次に10ページでございますが、すくすく保育園の運営費ということで361万6,000円ということでございます。これ、委託費ということでございますが、新聞報道によれば、民間保育園であった宮原保育園が廃園をしまして、その子供たちをどこかの施設で受け入れたのかなと思うんですけれども、多くはこのすくすく保育園のほうで受け入れたために、このような対策費が必要になったのかどうか。その中身について御説明をいただければと思います。

その下の健康増進費ということでございますが384万7,000円、この事業内容についても説明をお願いいたします。

次に、農林水産業費でございますが、農業振興費22万5,000円、これは歳入のほうを見ますと、里の守サポート事業補助金20万円というのがありますので、これの関係かなと、先ほど横枕の青年団が県の指定を受けて何かやるということでございますが、その内容について再度説明をお願いいたします。

その下の農村地域づくり事業費でございますが16万3,000円、これについても歳入のほうを見ますと、地域農産物ブランド化支援事業費補助金というのが15万円ありますので、この県の支出金を受けて中山かぼちゃのPRを進めるということだと思えるんですけれども、具体的にはどのような事業を考えておられるのか。説明をお願いしたいと思います。

11ページでございますが、教育費の中で社会教育総務費社会教育事業費ということで10万3,000円、これも歳入のほうを見ますと、県支出金の中に地域連携重点推進モデル事業委託金ということで10万円があります。恐らくこのお金をいただいて、何かモデル事業を展開されると思いますが、その中身について御説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 平塚議員の御質問について答弁させていただきます。9ページの8企画費地域振興事業費の内容について答弁させていただきます。

横枕青年団が今年度里の守サポート事業実践活動モデル事業に内定を受けたことによる補正でございます。内容としましては、地域資源を活用した特産物開発、イベント運営研究方法等

のことでございます。

7ページを見ていただきたいと思います。7ページの15款県支出金の総務県補助金20万円でございます。里の守サポート事業補助金、これが今説明いたしました横枕青年団が実施します里の守事業費の県補助金でございます。補助率は3分の2でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 9ページの臨時福祉給付金事業費について御説明申し上げます。

臨時給付金につきましては、本年4月1日の消費税の8%への改正にあわせて、低所得者ほど生活必需品や食料品の消費支出の割合が高いことなどによりまして、低所得者対策といたしまして、暫定的、臨時的に市町村民税が課税されていない方と、課税されていない方に扶養されている方に対しまして1人1万円の給付金がございます。

さらに、加算といたしまして、児童扶養手当の受給者とか、老齢基礎年金、障害基礎年金などの受給者に対しまして、1人当たり5,000円の加算が生じることになっておりまして、本市におきましては、7月1日から10月1日の基本的に平日に申請手続を取る日程を取っておりますが、利用者の利便性を考えまして7月6日の日曜日と7月13日の日曜日につきましては、休日でございますが窓口をあけて受付することとしてございます。さらに、対象と思われる方につきましては、6月末に本人宛てに申請書を送る予定となっております。

対象者につきましては、1万円の対象者が約7,000人弱、5,000円の対象者が約5,000人弱を見込んでございます。また、13ページの工事費一覧にあります電話工事につきましては、臨時給付金の算定の事務処理としまして、保健センターの相談室を予定しておりますが、そこには内線電話がありません関係から、その電話の増設をするということを考えてございます。

次に、10ページの健康増進事業費につきましては、平成25年度までがん検診給付事業の1つでありました乳がん検診事業が平成25年度、国の補正予算の繰越事業としまして、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業という事業がつかまして、対象が増えた関係で事業費が増加しておりますが、補助基準額が下がったため国庫補助については減額となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） それでは、平塚議員の御質問に対しましてお答えいたします。

最初に、5月1日に宮原保育園から8名の園児を、すくすく保育園のほうで受け入れをして

おります。

それでは、御質問の10ページ、すくすく保育園運営費361万6,000円の委託料につきましては、すくすく保育園の正保育士1名が7月から出産に伴いまして産休、育児休業に入ることから、代替の嘱託保育士の募集を行いました。応募者がいなく、保育業務に支障を来しますことから、保育業務を人材派遣業者に来年の3月まで委託をする費用の補正でございますが、8名の園児が増えたことに伴いまして、現有予算の中から保育補助を1名、5月に雇用しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤昇市） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 私のほうは農林水産業費の関係でございます。初めに農業振興費、支出額で22万5,000円ということの御質問でございますが、これに関しましては歳入の7ページ、農産物ブランド化支援事業ということで15万円の歳入を見てございます。これは企業誘致でありまして、事業費30万円のうち、県が2分の1で15万円、それから、残りの半分を4分の1ずつになります。市とJAでもつということ、22万5,000円の支出に関しましては地域ブランドの農産物のブランド支援ということで、先ほどお話もありましたが、中山かぼちゃ関係のPRのためのレシピを印刷した中山かぼちゃのパンフレットといひますか、そういうものの作成費で今年度は運用したい。

この事業につきましては最大150万円の事業でございますが、そこまでのブランド化の計画が今のところありませんので、JAとも相談しながら、そのパンフレットの作成で今回は計上しております。

それから、もう1点、農村地域づくり事業16万3,000円でございますが、これにつきましては、豊島区との交流事業の経費でございます。単独経費でございます。大変申しわけありませんが、当初予算において私どもの見積もりが甘かったということもありまして、地元荒川南部土地改良区の皆さんの決算並びに予算等々を見ますと、おおむね80万円を超える金額で事業を行ってございます。今年度も行う予定でございます。したがって、当初予算65万円の計上をさせていただいておりますが、今回、8月に実施するというので6月補正で不足してしまう15万円分。

それから、これもまた当初予算で漏れてしまったんですが、職員が豊島区の親子連れで来た場合に、急病とかそういうものに緊急対応するために農政課の職員が2人一緒に宿泊して面倒をみてございます。その職員の実費旅費6,500円掛ける2名分で1万3,000円が抜けておりまして、合わせまして15万円の業務委託料の不足と職員の宿泊料の1万3,000円分の不足、計上ミスというようなことで大変申しわけありませんが、16万3,000円の市単独

費によります都市農村交流、豊島区との交流事業の経費ということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤新一） 平塚議員の御質問にお答えいたします。

資料のほうの11ページ、社会教育事業費でございます。金額のほうが10万3,000円でございます。こちらの事業名のほうが地域連携重点推進モデル事業でございます。各教育事務所管内で2校が指定を受けておりまして、矢板市が1校、那須烏山市では境小学校が今回の事業の指定を受けております。指定期間は1年間、県単のモデル事業でございます。こちらのほう歳入も伴っております。

事業の内容につきましては、講習会等を通じまして地域の人材を活用し、校内研究を充実させ、地域と連携を図り、体制づくりを強化するという事業でございまして、具体的なビジョンといたしましては、PTA研修会等で地域連携関連のテーマとする講演会をお願いしまして、組織の引き締めを図ることと、境小学校では以前からおはやし等の指導を受けておりまして、そちらのほうの指導の方や地元で二宮尊徳先生のお話をされる方がいらっしゃるもので、その地域の人材を活用して、子供たちと地域の人のかかわりを深める事業の取り入れ、また、教員の校内研修を増やしまして、青少年を育てる会、境地区協議会等の連携をさらに深めたりしまして組織づくりを進めるという計画で、事業のほうを計画しております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） そのほかありませんか。

10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 公共下水道の事業の問題、範囲の見直しとか、先ほども午前中御意見ありましたけれども、平成25年度から明許繰越でされた部分もけさほど説明がありました。さらに、平成26年度当初予算で計画されている部分も当然これは説明済みであります。

そして、今回平成27年度分の国庫補助事業が前倒しで見込めたので、また補正であげたということですが、この前、全員協議会の説明の中で平成26年度分はそのままやるんでしょうけれども、平成27年度分で予定した部分が前倒しで今回補正したんですけれども、年度内に工事が終わりそうもないんだというお話も、ちらっとあったように受けとめたんですが、予算の措置だけが平成27年度分まで前倒しで今回ここにあげ、そして、これから設計委託から工事に移ると思うんですけれども、それらは年度内にはできないという、もう最初からそんな予定なのかどうか、ちょっと説明していただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） ただいまの渡辺議員の御質問に対して説明いたします。

今回、補正しましたこちらにつきましては、先ほど質問のあったように平成27年度分予定した事業の前倒しということで、その内示があったわけでございます。

その内容につきましては、舟戸マンホールポンプ場の電気機械設備工事、これに関する事業費と一部管渠工事、これに係る費用になります。電気機械工事につきましては、平成26年度予定していた舟戸マンホールポンプ場の建設工事、これは建屋工事になりますけど、その中に入るもの、主にマンホールポンプの非常用の自家発電装置、これとマンホール水中汚水ポンプ、要するにマンホールポンプですね、これの設置にかかわる事業費。これを予定しております。

進捗状況としましては、現在、電気機械設備工事の設計を鋭意作成中でございます。おおむね9月ごろには発注できるのではないかと考えております。その後、発注した後、工事契約をいたしまして、工期としては3月末ごろを予定しております。まだ、発注していない段階ですので、工事が終わるかどうかにつきましては、まだ予測の段階ですので、全員協議会でもはっきりした説明はできない状態でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 工事の内容等は平成26年度分、平成27年度分と、前に説明を聞いた記憶がありますので、おおよそは検討つくんですが、平成26年度分については今、これから設計委託とか9月ごろ発注するのは平成26年度分じゃないんですか。平成27年度分で確保できた部分をその時期に手当するという事なんですか。それによって両方、平成26年度、平成27年度分も手当するのであれば、3月年度末ぎりぎりにできるのかなと思うんですが、とりあえずは平成26年度分だけという意味ではないのかなと推測して、この質問をしたんですが。平成27年度は別途また年度末のころ、手をつけるかつかないかぐらいのことになるのではないのかなという、これは推測ですが、その辺を。

○議長（佐藤昇市） 大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） 平成26年度、平成27年度両方とも設計している最中でございます。多分平成26年度予定した分のほうが早くでき上がるかとは思いますが、しかしながら、平成27年度分の現在、設計書作成中でございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 6番田島信二議員。

○6番（田島信二） 農業振興費の10ページ、農業経営基盤強化促進対策事業費、これ、ハウスだ何だのあれだと思うんですけど、何棟ぐらい、これだめになったのか。あと何名ぐらいの人がこれを補助事業としてやるのか。

○議長（佐藤昇市） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 10ページの農林水産業費農業経営基盤強化の御質問でございます。

農家件数につきましては、これは2月の雪害の関係でございますが、パイプハウス等の崩壊によるものでございます。農家戸数につきましては24戸、ハウスの棟数にしましては36戸の倒壊でございます。内容につきましては、全員協議会でもお話し申し上げましたように、撤去費用につきましては農家負担はゼロということで、国が2分の1、残りの半分ずつが県と市でもちまして、撤去につきましては100%。再建につきましては、国が2分の1で、残りの10分の2が県、10分の2が市で、残りの10分の1が農家負担ということで、総額4,600万円程度になってございます。件数的には以上でございます。

○6番（田島信二） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 10ページの3款2項1目児童福祉総務費についてお伺いしたいと思います。

説明の一番頭ですね、子育て世帯臨時特例給付金事業費というのがありますね。3,332万2,000円、これは全員協議会の中でも説明を受けたところでありますが、もう一度説明をしていただきたいと思います。

給付金を受ける対象者の条件、どういう方が受けられるのか。それに給付者の数、それに給付の単価についてお伺いしたいと思います。以上1点です。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） それでは、御質問に対しましてお答えをいたします。

10ページの子育て世帯臨時特例給付金事業費なんですが、これにつきましては、平成26年の4月に消費税が引き上げられたことに伴いまして、子育て世帯の家庭の家計負担を減らして消費の下支えを図るために、児童手当をもらっている方に対し、児童1人につき1万円を給付するものです。本市の対象児童につきましては約3,000名を予定してまして、総額で3,000万円を給付するものです。

それで、事務費といたしまして、3節の職員手当等から13節の委託料、この合計が332万2,000円ということで、3,000万円と332万2,000円を足しまして総額で3,332万2,000円を今回補正しているという状況となっております。

それで、臨時福祉金と同じように同じ会場で受付等を行うことになっております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） そうしますと、受給対象者、児童1人当たり1万円ということで、例えば3人の子供がいれば3万円と、そう理解してよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） そうです。

○15番（中山五男） 了解いたしました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 下水道のこれから発注されるであろう建屋ですね、あとこの電気機械工事、この点につきましてですね、あと先ほどから議論になっております臨時福祉の給付金事業、子供の同じく給付金事業、この2点についてお伺いいたしますけれども。

まず、電気機械工事というのは特別な工事になるのかなということで、金額もかなりあるのかなというふうに思うんですね。これは電気と機械と分けて発注をするのか。建築工事を出すということはないのかなとは思いますが、その発注、私が言っているのは地元の企業は大きい工事なので、排除されないようなそういう考えでもって発注を、特殊工事なのでね、されるのかどうか。

あと児童のほうといわゆる給付金は同じ目的で出されて、これをダブって給付を受けることができないと、こういうふうになっているんですね。先ほどもちらっと確認をさせていただきましたが、7月1日から7、8、9、10ぐらいで受付をするということでございますけれども、この両方の受付が1つの現場で、こども課と健康福祉課が相協力して受付をします。こういうようなことでよろしいのかどうか。再度お願いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） 渋井議員の質問につきましてお答えします。今回の補正の内容ですが、電気機械工事となっております。先ほども御説明しましたが、舟戸マンホールポンプ場の非常用の発電設備の設置と汚水用マンホールポンプの設置に関する工事になります。

発注につきましては、一応一つの設計ということで発注したいと考えております。地元業者に対しましては、一応地元業者が参加できるような方法で発注したいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の関係につきましては、臨時福祉給付金が住民税が課税されていない方に対して、その扶養者も含まれますが、対象になってございます。子育て世帯臨時給付金につきましては、臨時給付金がもらえる方に

対しましては、児童手当をもらっている方であっても対象にはなりません。子育て世帯臨時特例給付金につきましては、課税されている方で児童手当をもらっている方に特例的に給付するというような考え方になってございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 私、よくわからないので申しわけないですけど、発電設備って、いわゆる発電する機械というかエンジンを入れるというようなのではないんですか。それで、それが電気の工事なのか機械の工事なのか、どんなものなのかという、ざっくりばらんに言うと。

○議長（佐藤昇市） 大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） 発電機につきましては、一応電気と考えております。エンジン付きの発電機と考えてもらえばよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） そうすると、機械工事じゃなくて電気工事で発注すると、こういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） 今回の工事はその発電機だけじゃありません。下水道のマンホールポンプとかもありますので、電気と機械、両方になります。

○8番（渋井由放） わかりました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第1号及び議案第2号の2議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第9 議案第1号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第2号 平成26年度那須烏山市上下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（佐藤昇市） 次に、日程第11 付託第1号 請願書等の付託についてを議題とします。

この定例会において受理した陳情書は付託第1号のとおり1件であります。この陳情書については所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

したがって、付託第1号のとおり、陳情書第2号を所管の文教福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の議会は明日午前10時から開きます。本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

〔午後 1時29分散会〕